

**札幌丘珠空港 2024年夏ダイヤPRイベント
企画・運営等支援業務 仕様書**

1 業務の名称

札幌丘珠空港 2024年夏ダイヤPRイベント企画・運営等支援業務

2 業務の概要

札幌駅前通地下歩行空間北3条交差点広場において、札幌丘珠空港活用プロモーション実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「札幌丘珠空港 2024年夏ダイヤPRイベント」（以下「イベント」という。）に係る企画や運営の支援等を行うもの。

3 PRイベントの概要

(1) 実施日時

- ・ 1日目 令和6年1月28日（日） 11:00～18:00
- ・ 2日目 令和6年1月29日（月） 11:00～18:00

(2) 会場

札幌駅前通地下歩行空間 北3条交差点広場（別紙1のとおり）

※会場使用料は別途委託者が負担する。

(3) 内容

ア 就航地PR

丘珠空港就航地の関係機関による観光情報の提供や物販等の実施により、就航地の魅力発信やPRを行う。

イ 丘珠空港ターミナルビル等のPR

丘珠空港関係者による空港内施設や就航航空会社、空港へのアクセス方法等の情報提供やチラシの配架等により、空港ターミナルビル等のPRを行う。

4 業務の内容

イベントの実施に必要な以下の業務を行う。なお、イベントの実施及び会場設営、撤去等にあたっては、会場の利用規約を遵守すること。

(1) イベント全体の調整・管理・運営

出展にあたっての案内や注意事項等をまとめた出展者マニュアル及びイベント当日のスケジュール等を作成し、それらに基づいてイベント全体の管理・運営を行う。また、出展者からの問い合わせ等への対応を行い、その内容について委託者へ共有する。

(2) 夜間警備

初日のイベント終了時から翌日の開催時までの間（18:30～翌10:00。ただし1:00～6:00を除く）、イベント会場における備品等の棄損、盗難、その他事故を未然に防止するための会場管理を行うとともに、不足の事態が生じた際には、施設管理者や警察、委託者への連絡等、必要な措置を講ずること。なお、管理にあたっては会場の利用規則を遵守すること。

(3) 会場レイアウトの作成

最大で 20 ブース（1 ブースあたり 2 m 四方を想定、詳細は別紙 2 「ブースイメージ図」参照）程度を設置することを想定し、会場内のレイアウトを作成すること。なお、レイアウトは各出展者の PR 内容や参加人数等に応じて各ブースのサイズを調整できるものとする。

(4) 会場設営・撤去・資材搬入

(3)で作成したレイアウトに基づき、以下のとおりイベント会場全体の設営及び各出展者ブースの設営・撤去を行う。また、出展者がイベントで使用するチラシや景品等の資材を事前に集荷し、当日、搬入する。なお、イベントの実施に必要な備品、消耗品等については、原則としてその一切を必要数手配すること。

ア 設営・資材搬入 令和 6 年 1 月 28 日（日） 6：00～11：00

※ 9 時 30 分以降は各出展者の準備時間とできるよう、各ブースについてはそれまでに設営・資材搬入を終えること

イ 撤去 令和 6 年 1 月 29 日（月） 19：00～22：00

(5) イベントサイン等の制作

下記のイベントサインを会場全体に統一感のあるデザインで制作すること。なお、必要数等については委託者と協議の上決定する。

- 会場の出入口（3 か所程度を想定）
- 各出展者名（20 枚程度を想定）
- イベントタイトル（3 枚程度を想定）
- イベント概要（3 枚程度を想定）
- 会場図（3 枚程度を想定）

(6) リーフレット等の制作

丘珠空港の就航先及び各出展者を紹介するリーフレット（A3 両面を想定）のデザインを制作し、印刷・納品する（必要部数：5,000 部）。

(7) 会場モニターの管理・運用

イベント開催中に、会場に設置されている大型モニター（2 台）において放映する PR 動画の管理・運用を行う。なお、PR 動画については、各出展者から提供を受け、それを放映用につなぎ合わせ、イベントの実施中にループ再生する。また、動画の放映に必要な資器材を用意すること。

※モニターの使用料別途委託者が負担する。

(8) 会場内企画の実施

イベント会場内において、集客に資する企画を立案し実施すること。

(9) 各種申請手続代行

各出展者より物販実施の有無及びその内容等についてとりまとめを行い、申請等が必要となる場合は、代行してその手続きを行うこと。なお、申請に係る費用は受託者の負担とする。

5 業務の履行期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）までとする。

6 業務完了報告

受託者は、業務を完了したときは速やかに完了報告書を業務実施報告書とともに提出すること。なお、業務実施報告書には実施内容及び実施状況がわかる写真を添付すること。

7 納品場所及び検査場所

札幌丘珠空港活用プロモーション実行委員会事務局
(札幌市まちづくり政策局空港活用推進室内)

8 成果品に係る著作権等の取り扱い

- (1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること並びに第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 その他

- (1) 受託者は本業務の履行にあたり、知り得た全ての情報を第三者に漏らしてはならない。また、受託者は委託者から提供を受けた資料等を委託者の許可なく第三者に提供すること、及び本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 本業務仕様書に記載のない事項または解釈に疑義が生じた場合は、双方充分協議の上、決定するものとする。
- (3) 本業務に関する事故等は、速やかに事務局に報告するとともに、受託者の責任により、適正に処理すること。また、事故等により生じた損害の一切は受託者の負担とする。
- (4) その他、本仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議し、その指示を受けること。

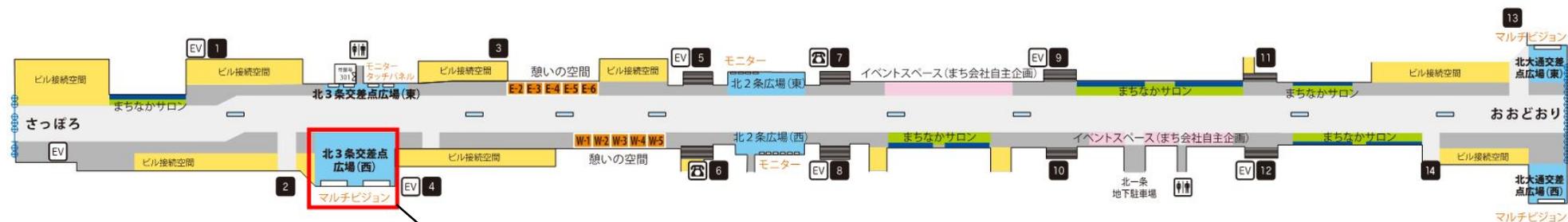
10 担当及び連絡先

担 当：札幌丘珠空港活用プロモーション実行委員会事務局 武岡、江頭
（札幌市まちづくり政策局空港活用推進室内）

連絡先：011-211-2357 E-mail:okadamakuko@city.sapporo.jp

【別紙 1】 会場

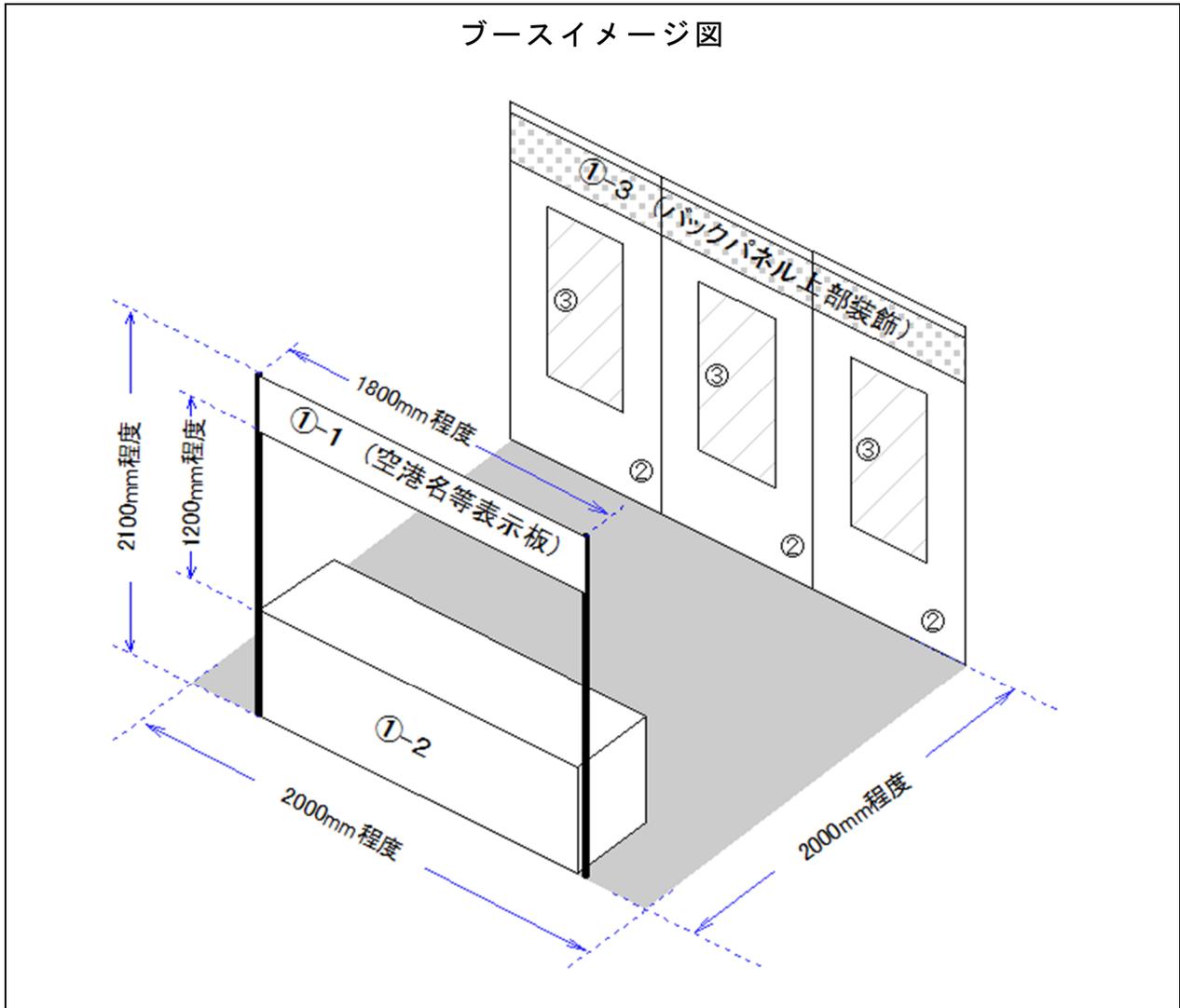
会場図



北3条交差点広場(西) 拡大図



【別紙 2】 出展ブース（基本形）



箇所	内容
①-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ブース前面の上部に来場者にわかりやすいよう、空港名等のサインを設置する ・サインは自立するもの、または、①-2のテーブル等に固定して使用するなど、転倒防止策を施すこと
①-2	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等を配架することのできるテーブル等を設置 ・テーブル等の前面には、会場全体として統一感のある装飾を施す
①-3	<ul style="list-style-type: none"> ・バックパネル上部に①-2と同様に装飾を施す
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター等を掲出することのできるパネル等の設置 ※ブースサイズを確保できればパネルの枚数は問わない
③	<ul style="list-style-type: none"> ・②に各出展者が持ち込むポスター等を掲出する